

高崎市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和元年10月4日

高崎市代表監査委員 田 口 幸 夫

記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 措置通知があった年月日 | 令和元年9月19日 |
| 2 監査結果及び措置内容 | 別紙のとおり |

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

第7 監査の結果及び意見

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
1. 組織、職員体制及び事務処理について				
① 社会福祉主事の養成について	指摘	いわゆるケースワーカーは法令により社会福祉主事でないといけないとされているが、平成29年度28名のケースワーカーのうち14名しか資格を取得していない。法令に準拠していない状況を改善するために、今後、速やかに社会福祉主事の資格を取得させるべきである。	資格取得に係る通信教育課程受講の機会を継続して確保するとともに、人事異動で有資格者を配置することにより、有資格者の増員に努める。	77
② ケースワーカーの増員について	指摘	社会福祉法によりケースワーカーの定数は被保護世帯数に応じて定められており、高崎市では現状36名のケースワーカーが必要とされているが、実際には28名のケースワーカーしか在籍していない。 生活保護制度を支える重要な要素であるケースワーカーが十分に確保されていないことは問題であり、速やかに法令が要請する定数を確保すべきである。	ケースワーカーは、平成30年度・令和元年度ともに2名ずつ増員しており、今後も適正な配置に努める。	78
③ ケース記録票等への修正テープの使用について	意見	閲覧した記録票の中に、記載事項の訂正にあたって修正テープを使用している事例が見受けられた。また、法第78条に基づく返還決定に関して作成された「返済計画書」の訂正においても同様の事例が見受けられている。これらは重要な文書であることから記載事項の訂正にあたっては、二重線と記入者による訂正印といった適切な手続きにより対応することが望まれる。	文書の修正は訂正印により修正する。	79
2. 相談、新規申請から保護決定まで				
① 法律専門家等への相談及び連携強化	意見	生活保護が適用できないものの、現に経済的に困窮している市民で法的対応を施すことにより困窮状態を改善することが見込まれるケースが見受けられた。困窮状態を脱することができるよう最大限のサポート体制を整えることが期待される。 また、生活保護受給者においても、債務整理など法的な問題が生じた場合には、本人に対して法律専門家への相談を促したり、担当ケースワーカーとしても法律専門家に確認を行ったりするなど連携強化を行い、法的問題の解決に努めることが望まれる。	債務整理等が必要と思われる相談者・生活保護受給者に対しては、法テラスや消費生活センターへの案内等を行っており、今後も、必要に応じ適切な専門機関への相談を促す。	80
② 面談記録票の記載について	意見	挙証資料の提出は生活保護の申請の要件ではないが、面接記録票の相談結果欄に挙証資料が揃ってから正式に生活保護の申請を受け付けるかのような記載事例が見受けられた。実際の面談ではそのような対応はしていないとのことであるが、そのような対応をしているかのような記載は適切ではないことから、面談記録票への記載には後日誤解が生じないような記載の仕方が望まれる。	面接時においては、申請権の侵害にあたるような対応はしていないが、誤解を生じないよう面接結果を適正に記録する。	81
③ 新規調査訪問チェックシートの作成について	意見	担当職員による調査訪問時に「新規調査訪問チェックシート」を利用しているが、チェックシートに記載されている説明事項等を実施したことを証する○印が記入されていないものが見受けられた。当該チェックシートに○印を記入する作業は、必要な説明等がもれなく実施されたことを証明するものであり、適切に運用していくことが望まれる。	新規調査訪問にあたっては、新規調査訪問チェックシートに記載漏れのないよう努める。	82
④ ケース記録票の記載方法について	意見	閲覧したケース記録の中に、記載順序が日付順となっていない事例があった。ケース記録は事実関係を記録する重要な文書であることから、日付が前後して記録されることは記載内容の信頼性を損ねるものであり、記録の重要性を再認識し適切に記録することが望まれる。	ケース記録は、日付順に事由を記載するなど適切な記載に努める。	82
3. 生活保護決定後の調査及び指導指示業務について				
① ケース診断会議の出席者について	指摘	ケース診断会議は、会長を福祉事務所長とするとされているが福祉事務所長が不在の場合には課長が代理を行っている。ケース診断会議票を確認したところ、課長による代理決裁の割合が高く、異例扱いが頻繁に行われていることが判明した。 規定に従って会議の運営をすべきである。もしくは実態に合わせて要綱を変更する必要がある。	会長が出席できない場合の対応について、要綱の見直しを検討する。	83

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
② 親族に対する扶養義務の確認について	指摘	受給者が居住している不動産が所有者の親族が亡くなったことにより、他の親族に相続されたケースについて、相続を行う場合には、受給者の扶養義務が発生するため、扶養の可否について十分に確認を行う必要があるが、相続を行った親族について扶養調査を行った旨の記述がなかった。 また、所在不明とされていた受給者の兄弟が、後日の戸籍調査にて住所が確認されたケースについて、扶養調査を行った旨の記述がなかった。 受給者の扶養義務者については扶養義務について十分に確認し、漏れなく調査を実施すべきである。	扶養義務調査については、適切な実施に努める。	84
③ 就労支援について	指摘	厚労省より就労支援に関して基本方針が示されており、高崎市もそれに従って活動してきているものの、実際の就労に結び付いていないケースも多い。 また、医師の診断書より就労可能との意見が出ているが、就労支援を行った様子がないケースや、稼働年齢となって就職活動の支援を行いたいとされているが、具体的な就職の支援活動が実施されているとは言い難いケース、転職を要する受給者に対する就労支援が不十分なケースも見受けられる。 一定の活動期間とされる6ヶ月を経過した後については、ハローワークや就労支援プログラムといったものを積極的に活用して、受給者の自立に向けた就労支援を行うべきである。	就労可能な生活保護受給者に対しては、就労支援プログラムへの参加を促している。実際に、就労に結びつかないケースもあるが、今後も関連機関と連携し、積極的に就労支援を行う。	85
④ 医療業務について	指摘	頻回受診患者や頻回転院患者については、嘱託医との協議を行い、指導経過を台帳等に記載すべきであるが、記載が確認できない事例があった。また、頻回受診であると判断された患者について援助方針が策定されていない事例や、医療機関からの医療要否意見書等の書類が未回答だったため、頻回転院患者への嘱託医の協議が実施されていない事例も見受けられた。さらに長期入院患者については、入院の要否が否とされた場合に退院の措置が記載されていない事例があったが、実施要領に従って記載すべきであり、要否に関する嘱託医との協議により退院の可能性があると判断された患者について、退院への指導経過に関する記載がされるべきである。また、外来診療について、重複受診を確認する作業が行われておらず、確認できる環境を整えるべきである。	重複受診・頻回受診等については、嘱託医と協議を行っており、協議内容及び指導経過等、調書へ漏れないよう記載し、生活保護受給者への支援につなげる。 また入院治療の要否が否と判定されたものについては、退院への援助活動を調書へ明確に記載する。	86
⑤ ケース診断票の市長への報告について	意見	高崎市生活保護ケース診断会議設置要綱において、会議の結果を市長に報告する旨の条文が設けられているが、規則等から不要な規定であり、実態に即して速やかに要綱の改正が望まれる。	福祉事務所に委任されている業務であり、実態に即した要綱に改める。	87
⑥ マイナンバーの利用について	意見	高崎市は生活保護の申請時において、マイナンバーを確認する手続を実施しているが、現在受給している者についてはマイナンバーの確認及び新規と同様の手続を実施していない。 平成29年9月以前に申請を行った受給者についても新規申請の受給者と同様に定期的に照会することが望まれる。	平成29年9月以前に申請を行った生活保護受給者については、マイナンバーの確認は必須事項ではないため、現時点では実施する予定はない。	88
⑦ 介護扶助におけるシステムのデータ連携について	意見	介護扶助における国保連からの請求情報について、紙の請求書を担当者2名（内1名補助）によって生活保護システムへ、毎月手入力されている。国保連からの請求情報についてはデータの連携が可能な分野であることから、人的な作業ではなく、システム改修などによりデータ連携を実施して工数の削減を図りたい。	工数削減が可能か、システム改修時に対応を研究する。	88
⑧ 自動車の保有及び使用について	意見	自動車の使用が疑われるケースがケース記録票から見受けられる事例において、その後の経緯が十分に記載されていない場合があった。高崎市として適切に指導しているか疑問を生じさせる結果となるので、そのような状況を避けるためにもケース記録票に適切に記録していくことが望まれる。	ケース記録への記載については、疑義が生じないよう詳細な記載に努める。	89
⑨ 資産申告について	意見	年に一度、受給者に対して資産申告の通知を実施しているが、回収されていないケースが散見されることから、手続きの重要性を考慮すれば、未回収先には速やかな提出を求めるとともに、ケースへの訪問等といった代替的な確認作業で補完するなど積極的な対応が望まれる。	資産申告書の未回収の世帯には、速やかな提出を促し回収に努める。また、訪問時等に挙証資料を確認するなど代替の手続きも積極的に対応する。	90

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
4. 生活保護法第63条、法第78条返還について				
① 消滅時効の完成した債権の不納欠損処理について	指摘	法第63条及び法第78条に基づく債権の消滅時効期間は5年間であり、それを経過すると同時に確定的に消滅するものであるが、5年が経過して消滅したはずの債権について請求している事例が見受けられた。 時効が完成している債権については年度ごとに確実に不納欠損処理を行うとともに、年度内に時効が完成した債権についても債務者に請求することがないよう厳に注意すべきである。	法第63条及び法第78条に基づく債権については、法令に基づき管理し、適正に処理する。	91
② 不動産売却指導について	指摘	受給者について、「居住している土地及び建物については保有を認め、それ以外の資産を売却するよう指導する。」とケース記録票に記載があるが、その後、売却を指導した形跡がない。方針通りに不動産の売却について指導を行うべきであり、もし売却が著しく困難な場合には、その旨を記載するといった対応をすべきである。	不動産を所有しているケースにおいては売却指導を行っており、共有名義の資産など売却が困難な場合はその旨、ケース記録へ記載する。	92
③ 本人死亡後の対応について	指摘	債務者が死亡した場合には、本人や被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等をすべて取得し、相続放棄の有無も含めて相続人をきちんと確定し、相続人でない者への返還請求は行わないようにするとともに、複数の相続人に対しては相続分に応じて分割債権として請求すべきである。 また、本人名義の資産があった場合には、強制執行も視野に入れ、訴訟提起等の法的手続きを検討すべきである。	債務者が死亡した場合には、相続人を確認のうえ適切に債務の弁済を求める。また、必要に応じて法的手続きを研究する。	93
④ 本人死亡後の相続財産管理人申立ての検討について	指摘	債務者が死亡したが、その相続人が不存在であること、及び債務者が死亡時点において相当程度の積極財産を有していることが明らかである場合においては、人員体制を整え、速やかに相続財産管理人の選任の申し立てを行い、債権回収を図るべきである。	債務者の相続人が不存在であることや相当程度の財産を有していることが明らかである場合には、速やかに相続財産管理人の選任の申立てを行い、債権回収に努める。	94
⑤ 督促状の控えの保管について	意見	債務者に対して、地方自治体の定める督促を行った場合には、その督促状の控えを残しておくことが望ましい。	生活保護システムで督促日等が管理されていることや紙ベースでの保管書類数を抑えることなどの理由から、今後もシステム管理としたい。	95
⑥ 債権管理の記録方法について	意見	返還決定に係る債権の管理はデータ管理のみで書類による管理は行っていない。しかしながら、データを出力したものは日付順に並んでいないため後日確認するときに分りにくい状況となっている。返還決定に係る債権の管理については、債務者ごとにファイルを作成し、当該債権に関する事務処理を行う都度書類をファイルする等分かりやすい管理が望まれる。	平成29年度までは書類管理を行っていたが、事務の効率化を考慮しシステム管理に移行した。システムからの出力がわかりにくいため、令和元年度中に行われる新システムへの移行時に修正予定である。	95
⑦ 年金の遡及受給時における配慮について	意見	年金の受給申請を行っていなかった生活保護受給者が申請をした場合に、その後長期間にわたって受給者から遡及受給した報告が無く、担当ケースワーカーも本人に対して確認しなかったことにより遡及受給した年金を費消してしまったと思われるケースがあった。そのような事態を避けるためにも、担当ケースワーカーは少なくとも月に1度程度は本人に遡及受給の有無を確認するなどして、法第63条の費用返還を適切に実行できるように配慮することが望まれる。	生活保護受給者が年金申請を行った際には、定期的に遡及受給の有無についての確認・調査に努め、法第63条の費用返還を適切に実行する。	96
⑧ 事務遺漏による過誤支給の場合の返還決定について	意見	事務遺漏による過支給のケースにつき、法第63条に基づく返還決定を行う場合には、その他のケース以上に慎重に対象者本人への説明を行うとともに、損害の公平な分担という観点からも、控除について積極的に対応していくことが望まれる。	事務遺漏による過誤支給のケースに関しては、より慎重に本人への説明を行い、控除については、個々の事例の経緯を踏まえ研究する。	97
⑨ 債権の状況及び管理体制の確立について	意見	法第63条、法第78条により発生した債権の残高は年々増加傾向にあり、平成29年度末には2億円に迫る残高となっている。回収は主にケースワーカーが行っているが、債務者の中には被保護世帯から外れた者もあり、回収作業が十分に行われていない。今後も債権の発生の増加が見込まれることを考慮すれば、債権管理に特化した職員の配置や、全庁的な債権の回収の専門部署を設けるなど、より効率的で実行力のある体制の構築が望まれる。	債権の効率的な回収や適切な管理について研究する。	97

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
5. 停止・廃止手続について				
① 死亡により生活保護廃止となった者の財産の管理等に関するマニュアル整備の必要性について	指摘	死亡により生活保護が廃止となった者について、その者の保有していた財産を何らかの理由で保管することとなった場合には、相続人の把握をしっかりと行い、相続人以外の親族に当該財産を渡さないようにすべきである。また、生活保護受給者の死亡時の処理に関するマニュアルを法律専門家の意見を聴くなどして作成し、充実させることが必要である。	死亡により生活保護が廃止となった者が保有していた財産について、適正に処理するためのマニュアルの整備・作成について研究する。	99
② 生活保護廃止後の生活保護法第63条又は法第78条に基づく費用返還の検討について	意見	被保護者に多額の預金が発覚したことにより生活保護が廃止となったケースがあり、その経緯に不自然さを感じる事例があった。財産の発見により生活保護を廃止とした場合には、その経緯について十分検討し、法第63条又は法第78条に基づく返還請求を行う余地がないかどうかを吟味することが望まれる。	財産の発見により生活保護を廃止にする場合については、現在でも法第63条若しくは法第78条に基づく費用返還を十分に検討しており、今後も継続して実施する。	100
6. 生活困窮者自立支援について				
① 事業の評価及びその活用について	指摘	生活困窮者自立支援制度に関する事業については、自治体自ら目標値を設定し、計画的に実施することが要請されているが、現状はまだ不十分な状況にあるため、高崎市として目標値を設定し、これに係るPDCAサイクルを実施していくことが望まれる。	市の目標値について、国の指標と本市の現状をふまえ、PDCAサイクルの実施について研究する。	101
② 支援経過記録シートの入力誤りについて	意見	生活支援相談者との相談記録を支援経過記録シートに入力しているが、誤字脱字等の入力ミスが散見された。起案者以外の者による入力チェックなどを実施して入力ミスを防止することが望ましい。	起案者及び管理職においてチェックを行っており、今後も複数人での確認をし、入力ミスの解消に努める。	102
③ 部局横断的な体制整備について	意見	自治体として生活困窮者に包括的な支援を提供するため、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルが部局横断的な支援体制の整備を要請しているが、現状では不十分なため、支援体制の構築を早期に進めることが望ましい。	社会福祉課が拠点となり部局横断的な支援を実施しているが、今後さらにネットワークの充実に努める。	102
④ 自立支援計画（プラン）の終結について	意見	自立支援計画（プラン）の期間は原則3か月とされており、それを経過した場合で、継続の意思が確認できない場合は終結の評価等を実施してプラン利用者の整理を進めることとされているが、現状整理が進んでいない。ルールに従ってプランの整理を進めることが望ましい。	継続の意思が確認できない相談者に対するプランの終結ルールに従った整理に努める。	103
⑤ 住居確保給付金の支給事務フローについて	意見	住居確保給付金について、支給中止を判断する際の事務処理手続を明確にするために事務フローを文書化することが望まれる。	住居確保給付金の事務処理手続を明確にするため、事務フローを文書化し係内で共有する。	104

指摘 12 件
意見 20 件
計 32 件